【学生向け】群馬県立県民健康科学大学の対面授業再開に向けたガイドライン

令和2年11月9日改訂

令和2年度後期から本格的に対面授業を再開するに当たり、「群馬県立県民健康科学大学の再開に向けたガイドライン」を改訂しました。内容について十分理解の上、新型コロナウイルスの感染リスクを減らす行動をしてください。

1. 学生生活における留意事項

(1) 重点事項

- ●「3密」(密閉・密集・密接)の防止。特に、身体的距離(ソーシャルディスタンシング)を確保する。
- ●複数名で密集した会話をしない。
- ●マスク着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットを徹底する。

(2) 学内生活

ア 共通事項

- ・発熱や風邪症状がある場合は登校しない。
- ・毎日(朝・晩)体温を測り、その日の体調とあわせ「健康観察チェックシート」へ 記入し、健康管理する。
- ・登校する際は、「健康観察チェックシート」を携行する。
- ・万一感染した場合に備え、「健康観察チェックシート」の「行動歴」の欄に自身の 行動(いつ、どこで、誰と)を記録しておく。
- ・体温を測り忘れて入構した場合は、事務局で検温する。
- ・マスクの着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットを徹底する。
- ・学生同士等の身体的距離 (1~2m) の確保を徹底する。
- ・学内すべての場所において、複数名で密集して会話をしない。
- ・サークル活動は、「課外活動再開に係る感染症拡大防止対策申請書」を大学事務局 に提出し、その確認を受けて実施する。

イ 授業を受けるとき

- ・教員との身体的距離 (2 m以上)、学生同士の身体的距離 (1 m程度以上) の確保を徹底する。演習・実習等の場合は、教員の指示に従う。
- ・定期的な換気(30分に1回程度)を実施する際、教員の呼びかけに協力する。
- ・授業中はマスクを着用する。
- ・教室入退出時に手指の消毒を実施する。
- ・科目ごとに座席が指定されている場合は指定された座席を使用する。
- ・授業終了後は、国家試験のための学習など特別な事情がない限り、速やかにまっす ぐ帰宅する。

・使用した机等は、学生が各自消毒する。

ウ 学内での昼食

- ・午前あるいは午後のみの授業の場合は、原則として学内で昼食をとらない(授業が午前のみの場合は、速やかに下校し自宅等で昼食をとる。午後のみの場合は、自宅等で昼食をとった後に登校する)。
- ・学内で昼食をとる場合は、2限の授業を受講した教室を使用する。ただし、3限にその教室を使用する学生のために12時45分までに席を空ける。2限の授業が演習・実習やMM教室での授業である場合等は、センターホールやラウンジを使用する。
- ・昼食中の会話は厳禁とし、必要な会話は、食事が終わった後、マスクを着用してから行う。

エ 学内施設の利用

- ・食堂や売店で並ぶ際は、身体的距離 (1~2m)を確保する(食堂は営業休止中)。
- ・窓は開けておくなど、頻繁な換気に努める。
- ・指定の場所以外での飲食はしない。
- ・飲食する場合は、座席は対面とならないよう注意するとともに、飲食中の会話は厳禁。
- ・教室や図書館、センターホール・ラウンジ等の共用スペースのテーブルの位置や椅子の位置を許可なく変更しない。
- ・学内での学習は基本的に一人で行う。
- ・トイレ、洗面所、ロッカールーム等の狭い空間は、混雑しないよう譲り合って使用 し、室内では発声しない。
- ・エレベーターは特別に必要なとき以外は利用しない。

(3) 学外生活

- ・発熱や風邪症状のある場合は外出をしない。
- ・常に「3密」の場所への出入りは避ける。
- ・マスクの着用や手洗い、手指消毒、身体的距離の確保(1~2m)などの基本的な感染症予防を行う。
- ・公共交通機関を利用する場合は、混雑の時間帯を避け、開閉可能な窓やドアの近くで換気の効果が高い席を利用するなど「3密」の回避に努め、会話は控える。
- ・買い物は混雑時間帯を避け、素早く済ませる。レジに並ぶ際は身体的距離($1\sim 2\,\mathrm{m}$)を確保する。
- ・同居の家族以外との会食や飲み会は極力避け、オンライン会食や持ち帰りなどを 活用する。
- ・大声を出す行動(飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦で 大声を出す等)を自粛する。

- ・アルバイトをする場合は、感染防止対策がしっかりとられた仕事を選ぶ。
- ・感染が拡大している他の都道府県への不要不急の移動は自粛する。海外にあっては、感染症危険度レベル2以上の地域への海外渡航は見合わせる。また、レベル 1以下の地域への海外渡航をする場合は、必ず大学事務局へ届け出る。

(4) その他

- ・健康面や感染への不安があるときは、必要に応じ健康相談を受ける。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソ ナルサポート」を積極的に活用する。

【教職員向け】群馬県立県民健康科学大学の対面授業再開に向けたガイドライン

令和2年9月28日改訂

令和2年度後期から本格的に対面授業を再開するに当たり、「群馬県立県民健康科学大学の再開に向けたガイドライン」を改訂しました。内容について十分理解の上、新型コロナウイルスの感染リスクを減らす行動をしてください。

1. 対面授業実施時の留意事項

(1) 重点事項

- ●教員と学生、学生同士の身体的距離を確保する。
- ●感染防止の観点から、学生の着席状況の確認をする。
- ●授業開始前に、学生の発熱、風邪症状の有無を確認する。

(2)目的別留意事項

ア 「3密」(密閉・密集・密接)環境の徹底排除

- ・教員と学生の身体的距離 (2m以上)を確保する。
- ・学生同士の身体的距離 (1 m程度以上)を確保する。
- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回、数分程度窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・教室のドアも、気候や周囲の状況から可能であれば、開放したままとする。
- ・学生の座席は、可能な限り科目ごとに指定席とする。
- ・学生に対し行う質問において、発声を伴う回答は、できる限り回避する。
- ・臨地・臨床実習は、実習先病院及び各学部の実習ガイドライン等に従って行う。学 内演習等もこれに準じて行う。

イ 衛生面や健康面の管理徹底

- ・教員は授業開始前に、学生への発熱等体調確認、マスクの着用指示、入室前の手 洗い・手指消毒実施の確認を行う。
- ・授業中は、教員、学生ともマスクを着用する。ただし、講義を担当する教員、発表者である学生などが、マスク着用時の発声が聞こえにくく、マイク等の音響機器を利用しても改善しない場合、教員の判断によりマウスシールド等に代えてもよいが次の条件を満たすこととする。

〈マウスシールド等の使用条件〉

- ① マウスシールド等の着用者は室内で1名のみ、その他は全員が必ずマスクを着用すること。
- ② マウスシールド等の着用者は教室内換気が十分でないことを想定し、身

体的距離 (3~4 m以上) を確保すること。

- ・教室入退出時は、教員、学生とも手指の消毒を実施する。
- ・マイクは原則として学生から学生に回さない。
- ・演習・実習等で学生にフェイスシールドを着用させる場合は、学生に1枚ずつ配付し、管理方法を指導したうえで、自己管理させる。

2. 施設管理上の留意事項

(1) 重点事項

- ●大学内各所における人と人の身体的距離を確保する。
- ●大学内各所における消毒等衛生対策を徹底する。

(2)目的別留意事項

ア 「3密」環境の徹底排除

- ・「3密」とならないよう大学内の座席等の配置に配慮し、座席の四方を空けるなど十分な身体的距離を確保する(1m程度以上)。また、対面とならないようにする。
- ・「3密」防止対策による座席数調整後の教室等の利用可能人数を把握・管理し、 円滑な施設利用に配慮する。
- ・密閉空間防止のため、教室等の適切な換気実施について表示し、注意喚起する。
- ・排気窓の開放や換気扇(ロスナイ)の常時稼働、清掃時の窓の開放により、換気 を徹底する。
- ・階段の利用を促し、エレベーターの使用を控えるよう表示により、注意喚起する。
- ・図書館カウンターなど利用者が密集しないよう、フロアマーカーを設置するなど して間隔をあけて整列するよう促す。
- ・対面による感染リスクを低減させるため、対面を避けられない箇所についてビニ ールカーテン等の設置を検討する。

イ 衛生面や健康面の管理徹底

- ・来訪者に対し、入構時のマスク等の着用、手指消毒の励行への協力を表示により 求める。一定時間構内に留まる要件での来訪については、事前に検温や体調チェックの協力依頼を行う。
- ・施設や教室の入口等に消毒液を設置するとともに、消毒液の補充など管理を徹底 する。 また、教室には、消毒液に加え、ペーパータオルとゴミ箱(必要に応じ てふた付きのもの)を設置する。
- ・机・椅子、テーブル、ドア把手、手摺り、エレベーターのボタン等、人が多く触れる箇所について、定期的に消毒を実施する。
- ・指定の場所以外で飲食をしないよう、表示により周知する。 また、座席は対面とならないよう配置するとともに、利用者の対面防止について

表示により注意喚起する。

ウ その他

・施設管理委託業務に従事するスタッフに対し、マスクの着用等感染防止対策の徹底と、大学職員同様の健康管理の徹底を求める。

3. 教職員の衛生管理と大学運営上の留意事項

(1) 重点事項

- ●人と人の身体的距離を確保するとともに、換気を徹底する。
- ●手洗い・手指消毒等を徹底する。
- ●教職員の健康管理を徹底する。

(2)目的別留意事項

ア 「3密」環境の徹底排除

- ・執務室の換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回、数分程度窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・研究室・執務室のドアも、気候や周囲の状況から可能であれば、開放したままとす る。
- ・十分な身体的距離(1~2m)を確保する。
- ・人が密集する会議については、地域の流行状況等を考慮し、オンライン会議等開催 方法を検討する。対面で実施する場合は「3密」への配慮等、徹底した感染防止策 を講じる。
- ・分散勤務やテレワークの活用を進める。
- ・イベントの開催については慎重に検討する。開催する場合は「3密」への配慮等、 徹底した感染防止策を講じる。
- ・大人数で作業する場合は、身体的距離が確保できる会場で行う。
- ・近距離での会話を避ける。やむを得ない場合は、必ずマスクを着用する。
- ・エレベーターはできる限り利用しない。利用する場合は身体的距離を確保する。
- ・移動時は、可能な限り徒歩、自転車・自動車などを利用する。
- ・公共交通機関を利用する場合は、混雑の時間帯を避け、開閉可能な窓やドアの近く で換気の効果が高い席を利用するなど「3密」の回避に配慮する。
- ・多人数での会食は避ける。

イ 衛生面・健康面の管理徹底

- 毎日体温を測り、その日の体調とあわせ「健康観察チェックシート」の行動歴の欄に記入し、健康管理する。
- ・万一感染した場合に備え、「健康観察チェックシート」には自身の行動(いつ、どこで、誰と)を記録しておく。
- ・発熱や咳、だるさなどの風邪症状がある場合は、原則出勤を控える(病気休暇)。

- ・出勤後、体調が思わしくない場合は速やかに帰宅する。
- ・マスクの着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットを徹底する。
- ・共用備品やよく触れる箇所(スイッチ、ドアノブ、電話機、蛇口等)の定期的な消毒を行う。
- ・感染が拡大している他の都道府県への不要不急の移動は自粛する。海外にあっては、感染症危険度レベル2以上の地域への海外渡航は見合わせる。また、レベル 1以下の地域への海外渡航をする場合は、必ず大学事務局へ届け出る。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソ ナルサポート」を積極的に活用する。

(3) その他

・常に最新の情報の入手に努め、適時ガイドラインを改訂する。